

こんな質問をしました

1. 性暴力訴訟判決受け入れ後の市の取組について
 - (1) 性暴力根絶条例の制定
2. 「生理の貧困」対策について
 - (1) 市立学校の女子トイレへのナプキンの設置
3. 被爆体験者問題の解決について

池田 Q1：市長が性暴力訴訟長崎地裁判決を受け入れ、原告被害者に面会して謝罪したことを高く評価する。記者会見で市長は「性暴力の根絶に向けた取り組みを推進し、人にやさしく平和な街の実現を目指す」と言った。この目標の実現のために市はどんな取組をしているのか。

総務部長 A1：判決後、臨時部長会でハラスメントと二次被害防止を確認し、市長通達を出して職員への周知を図った。また、ハラスメント防止をテーマとする Web 研修を、正規職員と再任用職員全員を対象に実施している。今後も本事件を教訓として職員の意識向上に取り組んでいる。

1 性暴力判決受け入れ後の市の取組

池田 Q2：職員向けの取組だけで十分か。性暴力のない平和な街づくりは市職員の意識改革だけでなく、市民にその理解を拡げることが必要だ。今回の3,800万円の賠償金は市民の税金だ。市には市民の負担に報いる責任がある。性暴力のない平和な街づくりに欠かせない人権尊重の気風や人づくり、ルール作りによどのように取り組むのか。

選管事務局長 A2：市には男女共同参画条例があり、セクハラやDVを禁じている。若年層向けのデートDV防止授業やアマランス講座などを通して、広く市民に対して意識啓発を図っている。

池田 Q3：性暴力のない平和な街をつくるためには、市民にも、性暴力がどんなに深刻な影響をもたらすか、性暴力を起こさないようにするためにはどうしたらいいか、もし性暴力に遭ったら、市がどう支えてくれるのかを伝えなければならない。性暴力被害者にも落ち度があるといった誤った意識を払拭し、二次被害防止のための配慮について啓発が必要だ。長崎市には性暴力根絶条例が必要であり、今がその条例制定のチャンスではないか。

市民生活部長 A3：長崎市は昨年4月に性暴力の被害者も含めた犯罪被害者等支援条例を施行した。その中で関係機関と連携して取り組みを進めていく。



池田 Q4：性暴力根絶条例はいらぬということのようだが、市長がめざす「性暴力を根絶し人にやさしく平和な街の実現」は福岡県の条例の基本理念と同じだ。目標を具現化するためには条例があった方が効果的ではないか。長崎市は裁判で「性暴力被害者に落ち度がある」という誤ったメッセージを発信しそれが打ち消されていない。性暴力根絶条例を制定し、長崎市が変わったということを市民と全国に伝えるべきではないか。

市民生活部長 A4：条例制定も一つの手段だが、市としては啓発を図り、被害者にはしっかり寄り添って対応する。

池田 Q5：先日茨城県で制定された性暴力の根絶を目指す条例にも「性暴力被害者にも責任があるとするような誤った考えや不当な偏見を払拭し二次被害防止に最大限の配慮をする」とある。性暴力被害者にだけ付きまとうこの視点に言及している条例が長崎市にあるか？

市民生活部長 A5：二次被害防止の観点等も市民に情報提供し啓発を図っている。

池田 6：要するにそのような文言が書き込まれた条例はないということだ。性暴力根絶条例を作って、明確に書き込むことに意義がある。

市民生活部長 A7：刑法に規定する性犯罪が対象と規定している。

池田 Q7：犯罪被害者等支援条例があるから性暴力根絶条例はいらぬというが、犯罪被害者等支援条例の対象に、強制わいせつや児童買春、児童ポルノ、いま問題になっている性的画像の悪用などの性暴力被害者も入るのか。

池田 8：規定されている性犯罪は強姦性交だけだ。つまり性暴力の被害者の多くが犯罪被害者の対象外ということだ。幅広く性暴力被害者を支援するためにも、性暴力根絶条例が必要だ。

池田 Q9：性暴力根絶条例は未然に性暴力を防ぐことを目的としている。犯罪が起こってから支える犯罪被害者等支援条例や相談窓口があるから十分とは言えないのではないか。

市民生活部長 A9：条例の制定も手段の一つだが、未然防止のために意識啓発を図っている。

池田 10：仰る通り、条例は一つの方策だ。男女共同参画社会の実現のために男女共同参画推進条例がある。「性暴力のない街をつくる」と言っているのだから、性暴力根絶条例を作ってそれを進めていけばいい。条例はそのためにあるはずだ。

池田 Q11：条例の大きな柱に「教育」がある。福岡県の条例では小中学生の発達段階に応じて専門家を派遣して「性暴力の被害者にも加害者にもならない教育、いわゆる包括的性教育」を行うとしている。私はこの包括的性教育の実施が喫緊の課題だと思う。内閣府が16～24歳に対して行ったアンケート結果では、回答者の4人に1人が性暴力を経験。最も深刻な被害に遭った時期が小学生以下と答えたのが5人に1人。しかし自分が何をされたかわからなかったという回答が26%。小学生や就学前から性教育が必要だと思わないか。

教育長 A11：性教育は学習指導要領に基づいて保健体育や道徳などで実施している。中学校では専門的知識を持った外部講師の活用も始めている。さらに国の性暴力対策強化の方針を受けて「いのちの安全教育」の教員向け研修動画や児童生徒向け動画教材を活用するよう周知し、指導の充実に取り組んでいる。

池田 12：内閣府アンケートによると、教科の中で行われている性教育が、自分の心や体と結びついた知識として定着していないことが分かる。日本の性教育は著しく立ち遅れている。それは長い間、性教育がタブー視されてきたからだ。専門家を育成し、小学校にも派遣することが必要だ。「いのちの安全教育」も、現場の先生たちにほとんど知られていないし、またこれで十分かという問題もある。子どもたちを守るためには発達段階に応じた包括的性教育は欠かせない。そしてその根拠となる性暴力根絶条例の制定が必要だ。

池田 13：今回の職員研修だが、一番立場が弱い会計年度任用職員が対象になっていない。相談窓口の周知だけでなく、研修の中で「どういうことがハラスメントにあたるのか」を示し「ハラスメントに遭ったら身分は保証するから相談してほしい」というメッセージを伝えるべきだ。

池田 Q14：コロナ下で「生理の貧困」問題がクローズアップされた。長崎市も学校の保健室で生理用品を提供するなど一定の取組をしたが、全国的に小中高校や公共施設の女子トイレにナプキンを設置する自治体が増えてきている。長崎県も県立学校で生理用品を無償配布・設置するために今年度 100 万円を計上した。長崎市も女子トイレの個室にナプキンを設置する予算を計上すべきではないか。

池田 Q15：保健室で提供した 15 か月間で、相談件数は何件か。また保健室で提供したナプキンは多かったと考えているのか。

池田 Q16：今の数値を 1 校当たり月平均に直すと、小学校 0.8 個、中学校 2.5 個、商業高校 0.5 個しか使用していない。私はとても少ないと思うが、教育長はこの実績を「長崎の子どもたちは生理用品に困っていない」と見るのか。

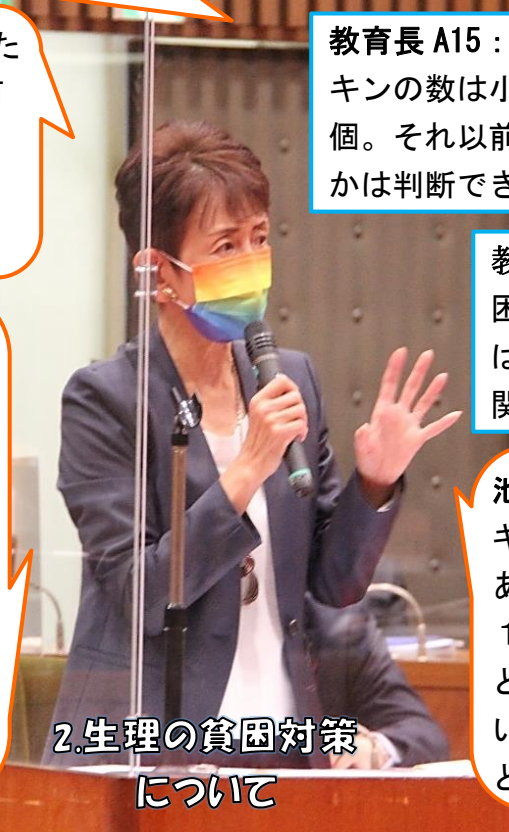
教育長 A14：保健室でのナプキン提供は、児童生徒の相談を受けながら家庭の経済状況など実態把握ができる。まだ事例はないが必要に応じて関係機関につなぐことも可能。トイレに設置した場合、衛生面での心配や子どもの実態把握ができなため根本的解決につながらない。保健室に衝立等を設置して見えないところでナプキンを渡すなど工夫して、これまで通り保健室配布としたい。

教育長 A15：相談件数は把握してない。ナプキンの数は小学校で 761 個、中学校で 1,218 個。それ以前のデータがないので多いかどうかは判断できない。

教育長 A16：長崎の子どもたちが困っていないと思っているわけではないが、実態を把握して関係機関につなぐことが大事と思う。

池田 17：厚労省調査ではナプキンの入手に苦労したことのある 20 代は 12%。長崎市は 1%だ。本当は必要だけれど、保健室にもらいに行けない子どもたちがいっぱいいると考えるべきだ。

2.生理の貧困対策 について



池田 Q18：昨年「生理の貧困」対策プロジェクト長崎という団体ができた。クラウドファンディングで集めた約 200 万円でナプキンの無料配布や市内の学校や施設のトイレにナプキンを設置した。プロジェクトに協力した公立の A 中学校では、一月あたり 128 個のナプキンが使用された。保健室提供の他の中学校の 50 倍だ。活水高校では月 483 個使用。商業高校の 900 倍だ。保健室で提供してもほとんど取りに来ないが、トイレの個室に置くと一定の使用がある。ナプキンを必要としている子どもたちがいると考えられないか。



教育長 A18：確かに相当差はある。取り組みはまだ始まったばかりなので、子どもたちの意見も聞いて実態を把握したい。

池田 19：アマランスのトイレの個室にもナプキンを置かせてもらった。1 日当たり 37 個使用された。この時カードも設置して「カードを窓口に持ってきたらナプキン 1 パック差し上げます」と周知した。しかし一人も窓口には来なかった。不特定多数の人が利用する場所でも、大人でも対面でもらうのはハードルが高いということだ。ましてや学校で子どもが保健室にもらいに行くのはたとえ衝立があっても困難、だから利用が少ないと考えるべきだ。「保健室にもらいに来るのはハードルが高い。心理的負担が少なく学習に専念できるように」とトイレに設置した自治体もある。

池田 Q20：活水高校のアンケートでは「この取り組みが広がれば女性に優しい社会になっていくと思う」「助けられている人がいるし自分も助かったので、今後この活動に参加したい」という意見が出ている。A 中学でも活水高校でも独自にこの活動を継続するという。トイレにナプキンを置くということは必要な環境整備ということではないか。

教育長 A20：他都市のアンケートで、トイレに設置してほしい理由として「忘れた時や足りない時に助かる」という意見がほとんどだった。生理の貧困をどう解決するかという視点とずれる。

池田 Q21：確かにナプキンが入手できない人たちだけが使うわけではない。しかし急に始まった人だって困っている。その時にも使えるように、本当に買うことができない子どもたちも使えるようにする、そのためのトイレへの設置でいいではないか。

教育長 A21：当面は保健室での対応を考えているが、いろんなご指摘もあったので、子どもたちの意見も聞きながら、検討する。

池田 22：全市立学校のトイレにナプキンを設置する経費は 100 万円前後だ。子どもたちが安心して勉強でき、困った子どもたちも助けられる環境を作る予算として決して高くない。困った時は相談においでというメッセージとともに設置すればいい。学校には困った時に助けてくれる大人がいると思ったら、子どもたちもきっと相談に来ると思う。新年度予算に計上するよう求める。



池田 Q23 : 来年4月から、被爆体験者制度の対象合併症に癌の一部が加わることになっているが、その詳細を示してほしい。

池田 Q24 : 癌の一部についてはわかり次第周知せよ。ただ、癌の一部が追加されても、被爆体験者はあくまで広島と同等の手帳交付を望んでいる。癌の一部追加でお茶を濁してもらっては困る。市も根本的解決を目指すとして理解していいか。

池田 Q25 : その要望だが、出したまま国からの回答はまだない。癌の一部は4月から始まることになっているのでいずれ連絡があるだろうが、この要請に対する回答は催促しないといつまでたっても引き延ばされるのではないかと。被爆体験者の方々には時間がない。早く回答を出すよう国に求めてほしい。



市長 A23 : 現時点では、追加される癌の種類など国からの具体的な説明はない。12月中に公表されると聞いている。

原爆対策部長 A24 : 市議会や県・県議会とともに、被爆体験者救済の要望書を出している。半径12kmの地域拡大要望も出している。抜本的な解決が図られるよう今後も努力する。

3. 被爆体験者問題の解決について



池田 Q26 : 私はこれまで被爆者手帳の交付権限は市長にあるのだから被爆体験者に手帳を交付せよと求めてきた。それに対し市は「法定受託事務で政令によって交付基準が決められているので交付できない」と言ってきた。交付基準が決められている理由を尋ねると市は地域でばらつきがあってはいけないからだと言った。それなのに市は、広島と長崎で差がある交付基準に従うのか。それは国の「差別」を認めることになるのではないかと。

原爆対策部長 A26 : 長崎と広島で政策に差が生じていることについては改善してもらわなければならないが、処理基準を外れて独自の解釈で手帳交付することはできない。

池田 Q27 : 長崎市は「長崎と広島の手帳交付基準に差があるのはおかしい」「長崎の未指定地域にも黒い雨等が降った」と思っているということは、現在行われている被爆体験者訴訟の原告と考えは同じということだ。市と被爆体験者との争点はないわけだから、和解に応じるべきだった。せめて、原告が勝ったら判決を受け入れ、控訴しないで手帳を交付すべきではないか。

原爆対策部長 A27 : 判決前なので現時点での回答は控えさせていただきます。

池田 Q28 : 被爆体験者問題の一刻も早い解決のため、判決後の市の毅然たる対応、賢明な判断を強く求める。



お忙しい中、たくさんの方が傍聴に来てくださいました。ありがとうございました。

翌日(2022. 11. 29)の長崎新聞です。今回の質問では性暴力根絶条例の制定について前向きな答弁は得られませんでしたでしたが、性暴力根絶条例について認識が広がってくれれば嬉しいと思います。

2007年、女性記者が当時の長崎市幹部(故人)から性暴力を受けたとして市に賠償を命じた長崎地裁判決を巡り、市は公日の定例市議会一般質問で、判決後に実施した中職員の研修の研修の受講率が現時点で約96%になったと明かした。性暴力の未然防止や被害相談体制の整備などを図る「性暴力根絶条例」の制定については明言を避けた。

池田章子議員(市民クラブ)の質問に、西本徳明総務部長は、ハラスメントや二次被害防止などについて学ぶウェブ視聴研修を11月から実施していることを説明。市は「よるとNPO法人、DV防止な法改正の土田優子理事長が研修を構成し、受講者からは「自分ごととして捉えなければ」などの感想が上がっているという。

一方、性暴力根絶条例を制定するよう求められ、長崎県市民生活部長は「一時的な手段」としつつ、男女共同参画推進条例や犯罪被害者等支援条例に沿った取り組みを着実に実施すること述べるにこめた。同条例は福岡県などが先駆的に施行している。

元原市の女性にはオンラインで議会を傍聴。長崎の支援者を通じて訴えた「メメントで、今ある条例はよくて、暴力やそれを隠蔽しようとする市の体質を生まれ変わらせることができるとは考えにくい。条例制定に努める態度にならないのが残念」と不満をこぼした。

5月の判決は、性暴力に職務関連性があり、市は2次被害を防ぐ注意義務に違反したと認定。市は約1億7500万円の賠償を命じた。7月に田上富久市長が東区部内で女性に謝罪し、事件を教訓として職員の意識向上に取り組みと述べた。(岩外誠幸)

2022 11/29
長崎
「性暴力根絶条例」の制定
長崎市 明言避ける
市議会一般質問

今年も昨年に引き続き、新型コロナ対策に追われ続けた1年でしたが、来年こそ、希望に満ちた年となりますように。

市民クラブ 池田章子

2022年12月